

子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について

1 位置づけと役割

- 子どもの権利推進委員会は、新潟市子ども条例第 19 条に基づき設置され、新潟市における子どもに関わる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議する機関。
- 市長の諮問を受けたとき、または必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利保障の状況などについて、調査及び審議することができる。
- 調査・審議した結果は、市長に答申しなければならない。

2 組織・構成

- 組織：15 人以内
- 構成：人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者

3 主な審議事項等（現時点での想定）

- (1) 新潟市子どもの権利推進計画（仮称）策定に係る調査・審議
- (2) 子どもの意見表明の機会の確保、社会参画の促進に関する検討
- (3) 国の動向等を踏まえた子どもの権利擁護に関する検討

4 第 1 回子どもの権利推進委員会（7 月 28 日開催）の概況

- (1) 委員の委嘱及び会長の選出等について ⇒高橋会長、太田副会長に決定
- (2) 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方⇒委員会の位置づけ等について説明
- (3) 子ども条例の周知・啓発状況等について ⇒周知用パンフレットについて説明
- (4) 国の動きについて ⇒子ども基本法等について説明
- (5) 子どもの権利推進計画（仮称）について ⇒主な論点、進め方等について説明

5 進め方（予定）

項目	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3
周知・啓発		子どもの権利週間		子どもへの周知（学校連携）		●子ども向けアンケート		子どもの権利月間			●認知状況アンケート	
子どもの権利推進委員会				●第 1 回委員会			●第 2 回委員会		●第 3 回委員会		●第 4 回委員会	
				子どもの権利推進計画（仮称）の策定								

※随時委員と事務局が意見調整を図りながら計画策定作業を進める

## 新潟市子どもの権利推進委員会委員

任期：R4.7.28～R6.7.27  
R4.7.28時点(氏名50音順、敬称略)

	役職名等	ふりがな 委員氏名
1	新潟市立小合小学校長	あいだ ゆかり 間 由香利
2	弁護士	いしい まさと 石井 正人
3	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 青少年・児童部会長	いちしま のりえ 市嶋 範恵
4	新潟人権擁護委員協議会 子どもの人権専門委員会 副委員長	えんどう ゆみ 遠藤 由美
5	NPO法人子ども・人権ネット CAP・にいがた 事務局長	おおた みつこ 太田 美津子
6	新潟市青少年育成協議会 会長	ごう ふじこ 郷 扶二子
7	公募委員	ささき しょう 佐々木 翔
8	国立大学法人新潟大学医歯学総合研究科 口腔生命福祉学講座福祉学分野 教授	たかはし ひでき 高橋 英樹
9	NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 代表理事	なかじま さなえ 中島 早苗
10	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭支援係 サービス提供責任者	はらだ さおり 原田 佐緒里
11	新潟市放課後等デイサービス事業所ネットワーク 代表	ほんだ ひであき 本田 英明
12	新潟市立小須戸中学校長	みなみ まさひろ 南 昌弘
13	社会福祉法人更生慈仁会 にいつ愛慈こども園長	よしかわ ちえこ 吉川 智恵子
14	新潟地方法務局人権擁護課長	わたなべ たかし 渡辺 宝之